

SINSHU  
SUZAKA  
2020.12.1

# 須坂の 町並み だより

No.7

今回は、地元説明会のご報告と、魅力紹介「店舗に接続する門」です

## ■地元説明会を開催させていただきました！

須坂市では現在、須坂地区の貴重な歴史的町並みを後世に残し、地域の宝として活用を図るため、国の「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を目指して事業を進めています。

このたび、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)にかけて実施した建物や町並みの調査報告書『須坂一伝統的建造物群保存対策調査報告書一』の発刊のご報告ならびに、伝建制度が導入されるとどのようなことが変わるのかなどのご説明のため、調査地区11町(上町・本上町・上中町・中町・春木町・太子町・新町・常盤町・横町・東横町・立町)にお住まいの地域住民の皆様を対象に、関係区長等説明会と地元説明会を開催させていただきました。

### <伝建制度の導入により変わる事>

**誇り** 我が国の歴史的都市・集落として、公式に認められ、交流人口の増加も期待されます。

**修理** 歴史的な建物の維持・修繕に関して補助の対象になります。

**修景** 歴史的な景観に調和させる事業について補助の対象になります。

**税制優遇措置** 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物にかかる固定資産税は非課税となります。

**指導・助言** これらのことがより円滑に実施されるべく関係機関からの有効な指導・助言を得ることができます。

**事業の継続性** 年数の限りなく、目的を達成するための整備が継続的に行えます。

**基準** 地区内の風致を守るため、伝統的建造物以外も、外観の変更や土地の形状を変えたりする場合に、基準が設けられます。

**規制** 外観の変更や土地の形状を変えたりする行為(現状変更行為という)を行う際には事前に届け出を行い、許可を得る必要があります。

**道路** 将来にわたって町並みの連続性を保つことを目的とするため、制度導入時には地区内を通る予定の都市計画道路の見直しを伴います。

※説明会資料より抜粋

裏面へつづく



中でも、地区の皆様の生活に大きく関係する内容として、

- 地区内の景観を守るため、地区内では歴史的な建物でなくても、改築や増築などで外観を変えようとする場合には、許可基準を満たす必要があること
- 地区内で歴史的な建物の維持・修繕や、周りの景観に調和させる新築・増築・改築を行う場合は、補助金交付の対象となること
- 想定地区内に未整備の都市計画道路がある場合、将来の道路整備によって歴史的な建物が除却されたり町並みが分断したりしないようにするため、都市計画道路の見直しがあわせて必要となること



上・下とも 地元説明会の様子

などについてご説明させていただきました。

区長様等や歴史的な建物の所有者の方々をはじめとした計74名の皆様にご参加をいただき、説明後には様々なご意見・ご質問が出され、制度へのご理解を深めていただきました。今後も制度へのご理解を深めていただくため、説明会や学習会を開催していきます。

コロナ禍の中での開催ということで、区長様はじめ区役員の皆様には、感染症対策等の面で大変なご尽力をいただいていたこと、ご理解・ご協力を賜りましたこと、この場を借りて重ねて御礼申し上げます。ありがとうございました。

## ■魅力紹介「店舗に接続する門」

須坂地区の旧街道に面した店舗には、付属して門が構えられているものが多数見られます。こうした屋敷地では、店舗の奥に（または続いて）主屋を配すことが多く、店舗へは表の道（街道）から入り、主屋へは屋敷地の脇に設けられた門を潜り、外通路を歩いて入ります。

屋敷地の表と奥が建物内部の通り土間ではなく、外通路を介してつながり、街道に面して店舗、門、店舗、門と連なるこの姿は、須坂地区の特徴的な景観です。



◆店舗と門が連なる歴史的建造物群（本上町）

## ▼町並みの古写真を探しています▼



明治から昭和40年代までの歴史的な町並み（大字須坂辺り）が写っている古い写真を探しています。今後町並みを整えていくための貴重な資料です。ご自宅にお持ちの方は是非ご連絡ください。なお、写真は複写した後にご返却します。

須坂地区伝建保存対策調査報告書『須坂—伝統的建造物群保存対策調査報告書—』はご覧いただけましたでしょうか。

報告書のエッセンスを抜粋した「概要版」（28頁、白黒印刷、簡易製本）を作成しましたので、ご興味のある方はご命ください。無料で配布させていただきます。

編集・発行・問合せ

須坂市社会共創部文化スポーツ課

☎026-248-9027

まちづくり推進部まちづくり課

☎026-248-9007